

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について」等の発出に伴うQ & A（令和8年5月28日）

【 目 次 】

- 1. やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い 1
 - (1) 共通事項 1

1. やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い

(1) 共通事項

問1 「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

(答)

例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。

・職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合

・職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

問2 「1年に1回に限り、」とあるが、1年はいつから起算するのか。

(答)

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。

問3 「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。

(答)

自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。